

上杉謙信の侵入と畠山氏の滅亡から、石動山攻陥に至るまでのことが簡単に述べられてゐる。尊經閣所蔵の一本は、外題に能州畠山氏略記、内題に能州刺史畠山氏略記とあつて全く別種のものゝやうに思はれるが、能州國司畠山殿傳記を漢譯したものである。

ノトゴトウ 能登後藤 ↓ゴトウジエモ
後藤甚右衛門。

ノトゴホリ 能登郡 能登置國以來その四郡の一に能登郡があつた。郡名は國造時代の能等から起る。室町期に至つては鹿島郡と稱したが、寛文十一年五月四日前田綱紀は命じて古名能登郡に復せしめ、元祿十三年八月二十日再び鹿島郡とし、以て今に及んだ。

ノトザカ 能登坂 鹿島郡飯川の内の小字。
ノトサバ 能登鱒 能登から産する鱒。西鶴の二代男にも『能登鱒十刺』と見え、名産として知られてゐた。↓サバ 鱒。

ノトサンブツカキアゲテヨウ 能登産物書上帳 一冊。享保二十年能登の産物で、加賀・越中には見當らぬもの、又は名稱の異なるものを産物方主附の高畠金左衛門から報告した帳である。

ノトシテヨウ 能登志徴 十卷。建國の濫觴・國號の來由・方位風土・郡郷庄から、名山・大川・神社・佛閣・城砦・名蹟等の一切を擧げ、傍ら口碑傳説に及んだもの。加賀志徴と同じく森田平次の未定稿であつたのを、昭和十三年その子外與吉の整理したものである。

ノトジマ 能登島 七尾灣の北に横たはる一大島である。この島には別に島の地・袋島・八太郎島等の稱がある。名義は能登郡に屬する島であるからであるとの説もあるが、萬葉

集に能登の島山とあるから、矢張り能登國の島の意であらう。全島丘陵で、唯向田附近に水田と野崎附近に幾分の平坦地がある許りである。東西一三軒五、南北六軒五、周圍七一軒。能登半島と相距ること三ヶ口瀬戸に於いて四〇〇米、屏風瀬戸に於いて八五〇米、小口瀬戸に於いて一軒に過ぎぬ。之に屬する小嶼には、佐波沖に寺島・こしき島・嫁島・からす島、野崎沖にしぶと島・松島・さどえ島、長崎附近に竹生島・曲沖に重蛇島・鴨島・こべ島・大島・水越島・小島・黒島・田尻沖に鱒島・中島・立島、通沖に猿島がある。能登名跡志に、『島の路は長五里幅一里半、村數廿一ヶ村、一向宗十一ヶ寺。惣名を袋島と云。名所記杯には只能登の島山とあり。』と記する。

ノトジマゴウ 能登島郷 鹿島郡能登島は和名抄にも郷名を載せて居ないが、もと必ず一郷をなしてゐたものであらうと、能登國田數目録解に論じてゐる。

ノトジマシヨウ 能登島庄 鹿島郡能登島のことというた。承久三年注進の能登國田數目録に、『能登島庄、拾五町三段貳、承久元年檢注田定』とあり、且つ古記に島八ヶ庄の名が散見する。後世戰國以降に於いても亦能登島庄がある。↓シマハツカ 島八ヶ。

ノトジマシヨウ 能登島庄 鹿島郡に屬し、藩政時代には、野崎・日出ヶ島・二穴・佐波・須曾・半浦・通・田尻・久木・蘭・無蘭・南・曲向田・祖母浦・八ヶ崎・緩目・長崎・別所・小浦の二十ヶ村を含んでゐた。この内小浦は慶安中から無家であつた。

ノトジマミクリ 能登島御厨 鹿島郡能登島にあつた。神鳳鈔に『能登島御厨、二宮七十町』とあつて、二所大神宮の御領である。又康永二年六月廿一日の天野文書には、『納造外宮料能登國能登島御厨東方内野崎村日食米事。』とあつて、野崎村は後世も存する。

ノトチヂミ 能登縮 又能登上布ともいふ。鹿島郡能登郡地方を中心として産する。この地方は、藩政の初期から已に麻糸又は苧麻糸を原料として白布を製したが、元祿頃から専ら苧糸を輸出して近江布の原料に供した。然るに製造者は中買業者の爲に利益を占められる恐あるを以て、徳丸村彦左衛門・能登部下村次兵衛等は職工を近江より聘し、初めて江州風の麻布を製するを得、一面又その麻布輸出を開始し、十四年布一疋に錢五文を運上として取締役を置かんことを藩に請うて許され、文政元年藩侯はその代表者を召して謁を許し、運上五文中の一文を判押人の役料に下附し、能登縮印と刻したる銅印を興へて之を捺さしめ、之より能登縮又は徳丸縮の名を以て世に知られた。能登縮が崇神天皇の時皇女淳名城入姫命が下國して創始したとの傳説には何の根據もない。

ノトニツキ 能登日記 一冊。金澤の俳僧竹の坊の著。天明四年五月十七日京の甫尺と共に金澤を發し、七尾・穴水・門前を經、外浦通りから、六月七日に歸庵した俳日誌である。天明辰中夏金城竹の坊の自序があるが、板元は明らかでない。

ノトニツキ 能登日記 二冊。著者田邊政己が、文化十二年十月朔日金澤を發し、能登の外浦から三崎を巡り、内浦を一覽して同月二十二日歸宅した紀行である。

ノトノウミ 能登の海 萬葉集十二に『能登海、爾釣爲海士之射去火之父爾伊月待香光』とある能登の海は、能登郡の海面を指すのであらうといはれる。珠洲郡の海を珠洲の海とするを思ふべきである。

ノトノウミ 能登の海 一冊。能州故事談とも言ひ、能登人の書いた能登の風土記で、鳳至郡を中心とし、鹿島・羽咋・珠洲郡と次第してゐる。著者は九淵齋由巳と署名してあるが、姓名は明らかでない。著作年代は天明六年以後である。

ノトノウラツタヒ 能登浦傳 二冊。内題には己丑紀行とある。著者は淺加久敬で、先に元祿九年出船御用によつて能登に赴き、三日日記を書いたが、寶永六年また公命を帯びて同國に出張した旅行記がこれである。

ノトノオミ 能登巨 能登巨は能等國造の裔である。又連を姓とするものがあり、宿禰姓なるものは後世變じたのであらう。齊明二年紀に能登臣馬身龍があり。萬葉集十八に羽咋郡擬主能登臣乙美があり。性靈集には、能登臣廣成があつて、入道して眞能というたのを、その抄に『或曰廣成管州人歟。』としてゐる。その他、西宮記に能登公藤、除目大成經長徳四年の條に出雲介能登連守忠、同書大治三年の條に主計少屬能登重經、久安記久安五年の條に大工能登宿禰則經ある如きは、皆その氏人であらう。神名帳に能登生國玉比古神社・能登比咩神社のあるのも、亦この氏と交渉する所あるべく、若狹國能登郷に能登神社があつて大入杵命を祭神とするは、この氏人の移住して奉齋したものでなからうか。

ノトノオミオトミ 能登臣乙美 能美臣乙美は羽咋郡の擬主帳であつた。天平二十年四